

第2編 租税特別措置法に関する改正

I 減価償却に関する制度の改正

1 集積地域における集積産業用資産の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、地域産業活性化法に規定する同意基本計画に定められた集積地域内において、地域産業活性化法の施行の日から平成21年3月31日までの間に、集積産業用資産の取得等をして、その集積区域内において指定集積事業の用に供した場合において、事業の用に供したその集積産業用資産が一定の要件を満たすものであるときは、その集積産業用資産の特別償却を認めることとされました（措法44の2①）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象資産

適用対象とされる集積産業用資産とは、その製作の後事業の用に供されたことのない地域産業活性化法に規定する承認を受けた企業立地計画に定められた次の機械装置並びに工場用の建物及びその附属設備で次に掲げる要件を満たすものをいいます（措法44の2①、措令28の5）。

イ 機械及び装置

次のいずれの要件も満たすもの

(イ) その機械及び装置の1台又は1基の取得価額が1千万円以上であること

(ロ) その機械及び装置が定められた地域産業活性化法に規定する承認企業立地計画に記載された地域産業活性化法に規定する特定事業のための施設又は設備のうちの機械及び装置の取得価額の合計額が3億円以上であること

ロ 建物及びその附属設備

一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が5億円以上のもの

(2) 特別償却限度額

特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法44の2①）。

（算 式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{集積産業用資産の取得価額} \times 15\% \text{（建物及びその附属設備については8\%）}$$

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措法44の2②）。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の20、措令39の49）。

〔適用時期〕

地域産業活性化法の施行の日以後に取得等をする集積産業用資産について適用されます（改正法附則93④、117④）。

2 事業所内託児施設等の割増償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画（託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているものに限り、）を厚生労働大臣に届け出ているもの（次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主以外の一般事業主にあつては、その一般事業主行動計画の内容を公表しているものに限り、）が、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、その一般事業主行動計画に従って託児施設の取得等をし、かつ、適用事業年度終了の日においてその託児施設が事業所内託児施設に該当するものとして証明された場合には、当該適用事業年度終了の日においてその法人が有するその

託児施設及びこれと同時に取得等をした一定の遊戯具等（以下「事業所内託児施設等」といいます。）について普通償却限度額の20%相当額（次世代育成支援対策推進法の中小事業主については30%相当額）の割増償却を認めることとされました（措法46の3①、措令29の3、措規20の19）。

（注）「適用事業年度」とは、事業所内託児施設等をその用に供した日から同日を含む事業年度開始の日以後5年を経過した日の前日までの期間の日を含む各事業年度をいいます（措法46の3②）。

この制度の概要は次のとおりです。

(1) 適用対象資産

適用対象資産となる事業所内託児施設等とは、次のイの事業所内託児施設及びロの一定の遊戯具等をいいます（措法46の3①）。

イ 事業所内託児施設

次の基準（その法人が病院又は診療所を開設しているものである場合には、（イ）から（ニ）まで及び（ハ）に定める基準）を満たしている託児施設をいいます（措規20の19①）。

（イ）その法人の事務所（社宅を含みます。）の敷地（その近接地を含みます。）内又は法人の雇用する労働者の通常の通勤の経路に設置される託児施設で、継続的にその用に供されることが見込まれるものであること

（ロ）託児施設の規模が次に掲げる基準を満たしていること

- ① 乳幼児1人当たりの施設の面積が7平方メートル以上であること
- ② 乳幼児の収容定員が10人以上（中小事業主が設置する託児施設にあつては6人以上）であること

（ハ）託児施設の構造が次に掲げる基準を満たしていること

- ① 保育室、調理室及び便所が設置されていること
- ② 保育室について、次の基準を満たしていること
 - ・満2歳未満の乳幼児1人当たりの保育室の面積が1.65平方メートル以上又は満2歳以上の幼児1人当たりの保育室の面積が1.98平方メートル以上であること
 - ・乳児の保育を行う場所が、幼児の保育を行う場所と区画されていること
 - ・適当な採光及び換気の設備を有すること
 - ・保育室を2階以上の階に設置する建物は、児童福祉施設最低基準の要件に適合していること
- ③ 便所について、手洗い設備が設けられるとともに、保育室及び調理室と区画され、おおむね幼児20人につき1以上であること

④ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること

（ニ）保育士の数は、乳児おおむね3人に1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とすること

（ホ）医療を受けることができる体制が確保されていること

（ハ）託児施設の利用者の総数のうちにその法人の雇用する労働者の数の占める割合が2分の1以上であること

ロ 一定の遊戯具等

遊戯具、家具及び防犯設備（託児施設を利用する乳幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、安全を確保するために設置される器具及び備品をいいます。）とされています（措規20の19③）。

(2) 償却限度額

割増償却限度額は、次の算式により計算します（措法46の3①）。

（算 式）

事業所内託児施設等の普通償却限度額×割増償却割合（20%又は30%）

（注）割増償却割合は、法人が次世代育成支援対策推進法第12条第3項に規定する中小事業主である場合には30%となります。

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類を添付することが必要とされています（措法46の3③、措規20の19②）。

イ 償却限度額の計算に関する明細書

ロ 法人が取得等をした託児施設が事業所内託児施設に該当するものである旨を都道府県知事が確認した書類及びその確認に係る申請書の写し

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の32、措令39の61、措規22の40）。